

終末期医療に関するスイス・日本共同ワークショップ〈プログラム〉

日時・場所 2015年3月20日13時30分～18時

慶應義塾大学三田キャンパス 南館 地下3階 2B35教室

<http://www.keio.ac.jp/ja/access/mita.html>

(キャンパスマップ上の13の建物〔法科大学院校舎〕の地下3階です)

開会の辞・挨拶

————— 第1部 (13時40分～15時40分) —————

【講演】

- ・ブリギッテ・ターク (Brigitte Tag) スイス・チューリヒ大学法学部教授
「臨死介助の検討---重大課題とルールの必要性 (Die Sterbehilfe unter der Lupe – die große Herausforderung verlangt nach Regeln)」
- ・甲斐克則 (Katsunori Kai) 早稲田大学大学院法務研究科教授, 同研究科長
「日本法における生命維持措置の差控えと中止 (Die Enthaltung und der Abbruch der Lebenserhaltungsmaßnahme im japanischen Recht)」
- ・クリスティアン・シュワルツェネッガー (Christian Schwarzenegger) スイス・チューリヒ大学副学長・同法学部教授
「臨死介助の憲法的側面とその刑法にもたらす帰結 (Verfassungsrechtliche Aspekte der Sterbehilfe und die Konsequenzen für das Strafrecht)」

【ディスカッション】

Pause〔休憩〕 (15時40分～16時)

————— 第2部 (16時-18時) —————

【講演】

- ・高山佳奈子 (Kanakano Takayama) 京都大学大学院法学研究科教授
「事前指示と終末期医療---日本における議論の状況 (Über die Problematik der „Advance Directives“ in Japan)」
- ・ジャン・エーゲ (Gian Ege) スイス・チューリヒ大学法学部助教
「植物状態患者に対する治療の中止---正当化される積極的安楽死? (Der Behandlungsabbruch bei zerebral schwerst geschädigten Langzeitpatienten – eine rechtfertigbare Form der aktiven Sterbehilfe?)」
- ・井田良 (Makoto Ida) 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
「自殺に関する刑罰的規制と終末期医療---日本における議論の状況 (Selbsttötung und Selbstbestimmung im Sterben – Eine Problemskizze aus japanischer Perspektive –)」

【ディスカッション】

閉会の辞・挨拶